

屋外広告物許可申請の手引き

桜井市

（令和4年4月 改訂版）

は　じ　め　に

情報化時代の今日、宣伝の一役を担う屋外広告物はますます多様化、活発化の傾向にあります。

しかし、屋外広告物が無秩序に氾濫すると街の美観や優れた自然景観が損なわれるおそれがあります。

また、著しく老朽化したり、管理が適正になされていない広告物は私たちに危害を及ぼすこともあります。

これらを防止するため、屋外広告物法が定められています。桜井市では奈良県の定める「奈良県屋外広告物条例」に基づき、奈良県知事から権限の委譲を受け屋外広告物について必要な規制を行っています。この『屋外広告物許可申請の手引き』は、これから屋外広告物を掲出しようとする方はもとより、ひろく市民のみなさんに、県条例に基づく屋外広告物の正しい掲出について理解していただくため、規制の範囲や許可の基準などを簡潔にまとめたものです。

桜井市は古代ヤマト王権発祥の地との呼び声も高く、箸墓古墳をはじめとした貴重な文化財が多く歴史的風土に恵まれた日本人の心のふるさとの地として多くの人々から親しまれている土地柄でありますので、とくに自然景観や都市美観の保全に努めているところであります。

桜井市をより美しく、安全で住みよくするために、みなさんのより一層のご協力をお願いします。

★屋外広告物とは

屋外で、常時又は一定の期間継続して、公衆に対して表示される、はり紙・はり札・ポスター・立看板・広告板・広告塔などをいいます。（公衆に対してとは、広く一般の方の目にとまる公共空間に掲載されるという意であり、商業施設内、駅等の公共交通機構内に掲載される物は含みません）

これらが独立して設置されている場合はもちろん、建物などを利用して取り付けられている場合も含みます。

また、表示内容が営利的な商業広告でなくても、文字等で表示されていなくても、上記の要件に該当するものは屋外広告物です。

★屋外広告物を出すときは

桜井市内に屋外広告物を出す場合は、事前に許可事務を所管する桜井市都市計画課と十分に相談して下さい。原則として許可が必要です。

広告物を掲出しようとする場所が、原則として掲出できない「禁止地域」である場合があります。

自己の店舗等で小規模な屋外広告物を除き、原則として申請手数料が必要です。

目 次

禁止広告物	・・・・・・P4
禁止物件	・・・・・・P4
禁止区域等	・・・・・・P5
許可地域等	・・・・P6
許可基準	・・・・・・P7～19
許可申請等の手続き	・・・・・・20P
許可申請書類	・・・・・・21P
その他の手続き	・・・・・・22P
許可申請の手数料及び許可期間	・・23P
手数料の考え方	・・・・・・23P
適用除外について	・・・・・・24～25P
その他の注意事項	・・・・・・25P

禁 止 広 告 物

■次の広告物は、どんな場合にも、表示・設置することができません。

- 形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が著しく美観風致を害するおそれのあるもの
- 公衆に対して危害を及ぼすおそれのあるもの

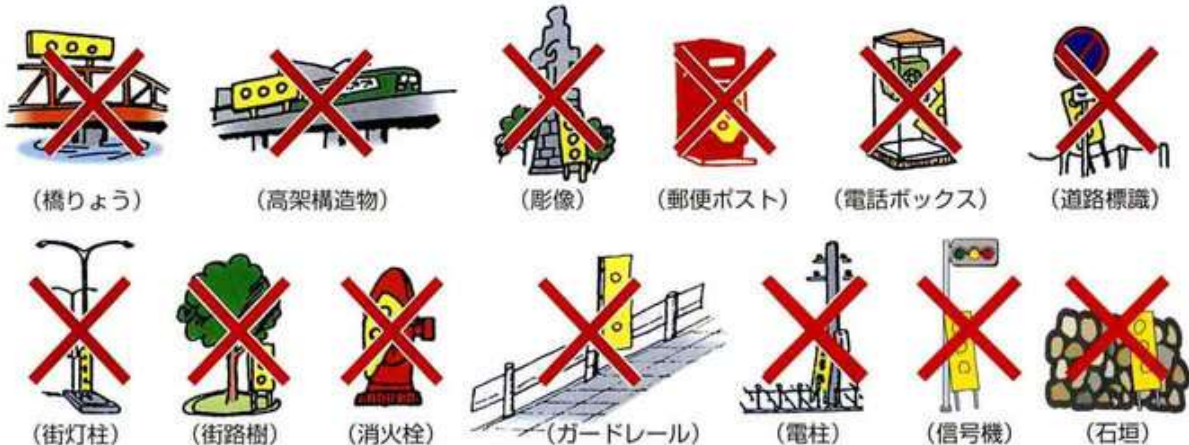
禁 止 物 件

■次の物件には屋外広告物の表示・設置が禁止されています。

- 橋りょう、トンネル、高架構造、分離帯
- 街路樹、路傍樹
- 郵便ポスト、公衆電話ボックス、公衆便所、道路標識、道路上のさく、駒止、信号機
- 銅像、記念碑
- 建造物（文化財保護法、奈良県文化財保護条例の規定により指定されたもの）
- 石垣、よう壁
- 火災報知器、消火栓、火の見やぐら
- 送電塔、送受信塔、照明塔

■電柱、街灯柱その他これらに類するものには、はり紙、はり札、立看板の表示が禁止されています。

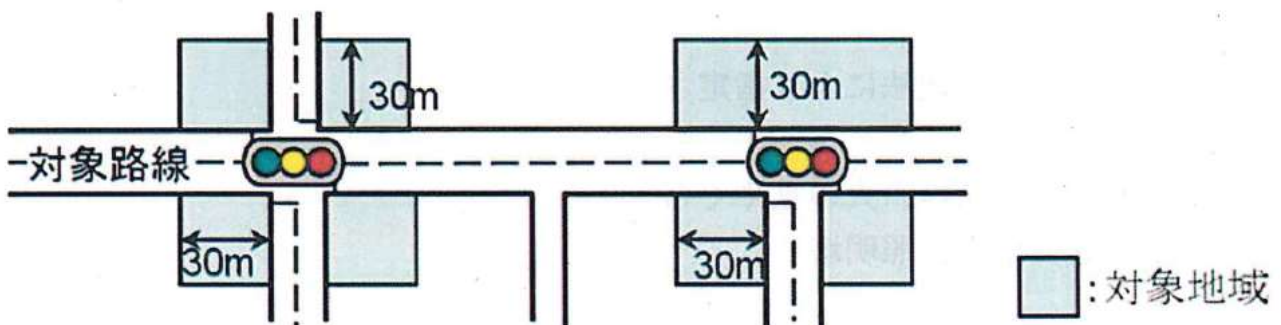
違反広告物の一例



禁止区域等

■次の地域では原則として屋外広告物の表示・設置はできません。

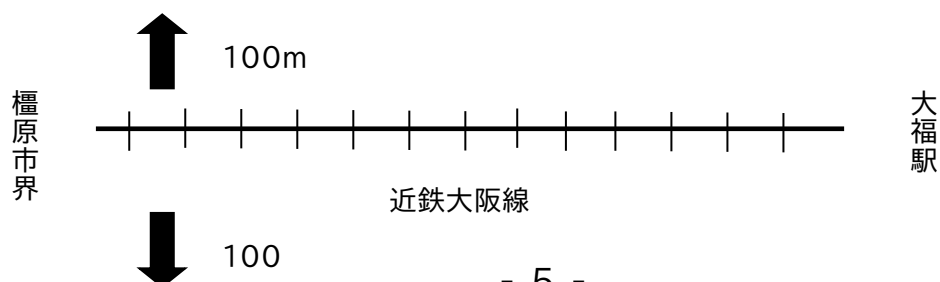
- 文化財保護法により指定された地域
 - 国宝又は重要文化財の建造物の周囲50m以内
 - 特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物（仮指定を含む）
 - 特別史跡、特別天然記念物の周囲100m以内
- 奈良県文化財保護条例により指定された地域
 - 県指定史跡名勝天然記念物
- 第1種低層住居専用地域
- 風致地区（一部区域を除く）
- 風致保安林の周囲100m以内
- 陵、墓地、火葬場
- 都市公園、県立公園
- 広域幹線道路の交差点周辺区域
（下図参照）



■次に掲げる道路敷地又は鉄道敷地から展望できる地域では、原則として屋外広告物の表示・設置はできません。（商業地域、近隣商業地域を除く）

※ただし、自家用の広告物（自己の事務所、営業所、店舗等に表示するもの）についてはこれらの地域においても、用途地域、店舗等の建物延面積等に応じて屋外広告物の表示・設置ができる場合があります。

- 近畿日本鉄道大阪線（大和八木駅から大福駅までの区間）の両側100m以内



- 国道169号（市界から大神神社参道までの区間）の東側の区域で、同線から山の辺風致地区、三輪山の辺風致地区、大和青垣国定公園にいたる区域（ただし市街地を除く）

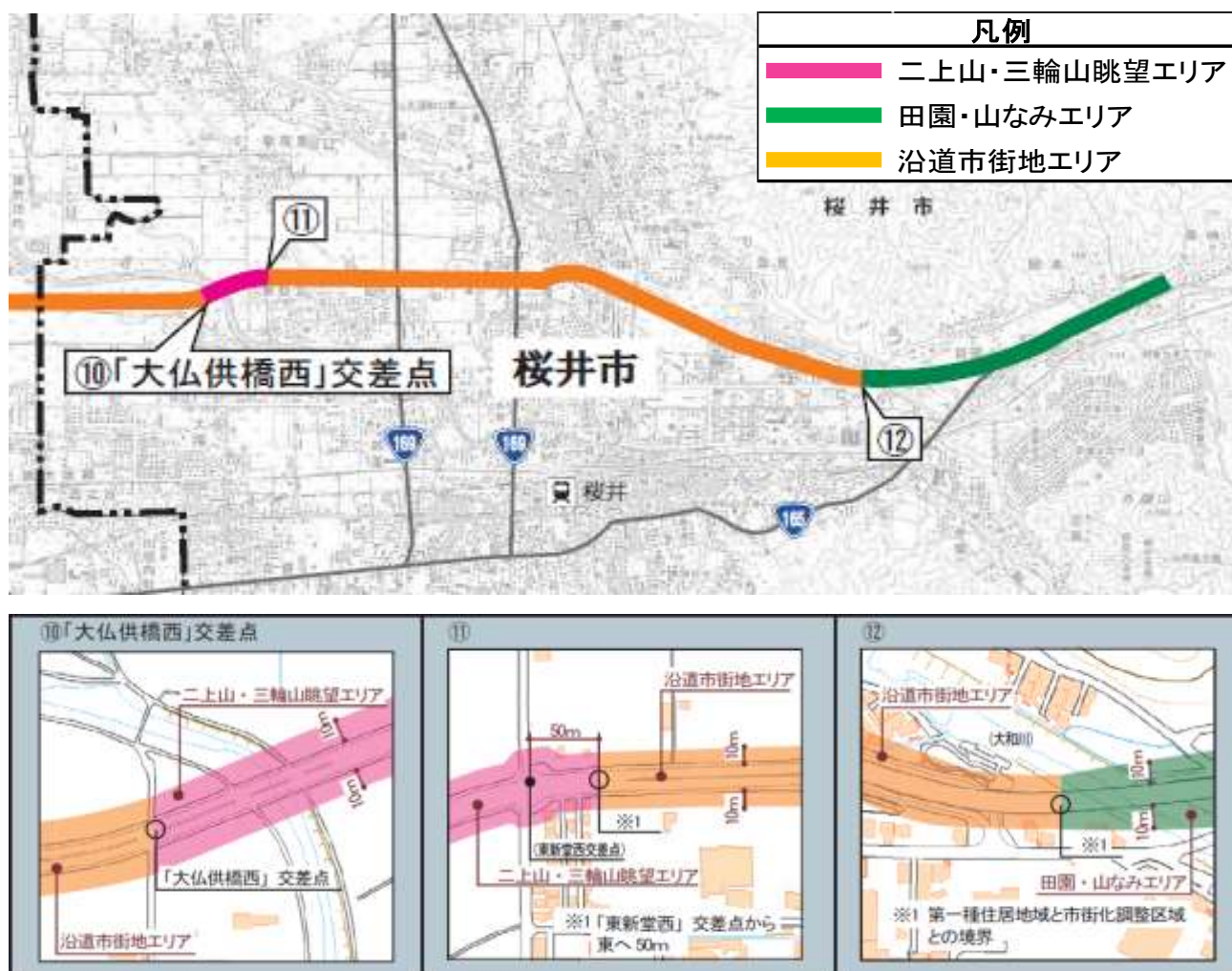
許可地域等

桜井市内に屋外広告物を表示又は掲出物件を設置するには、適用除外の広告物（P参照）を除いて、あらかじめ桜井市長の許可を受ける必要があります。

なお、市内は二上山や三輪山等の奈良県を代表する景観資産を眺望することができる中和幹線沿道区域（※1）と、その他の地域（※2）に分かれています。

※1 中和幹線沿道区域・・・中和幹線からの眺望を踏まえ、中和幹線の道路境界より両側10mを対象に全線を4つのエリアに区分し、良好な景観形成を目指しています。

桜井市域は、下図のとおり3つのエリアがあります。



※2 その他の地域・・・中和幹線沿道区域以外の地域

許可基準

■一般基準

□美観上の基準

- 市街地における広告物は、都市の環境に調和し、都市美観を害さないものであること。
- 景勝地における広告物は、環境に調和した色彩と意匠であること。
- 中和幹線沿道区域では、赤、黄赤、黄系でマンセル表色系の彩度が10、その他の色相で8を超える色彩（※1）は、その表示部分を板面の30%以下とすること。（明度3以下の色彩は除く。）

その他の地域は、赤色と緑、紫の原色又は原色に近い色彩（※2）の使用は、その表示部分を最小面積にとどめること。（※3）

- 赤色と緑色又は緑色と紫色は近接して使用しないこと。
- イルミネーション、ネオンサイン等は点滅速度をゆるやかにすること。
- サーチライトは使用しないこと。
- 中和幹線沿道区域における動画広告は、次の表によるものとする。

二上山・三輪山 眺望エリア	住宅市街地 エリア	田園・山なみ エリア	沿道市街地エリア
設置しないこと。			・信号を有する交差点から30m以内で設置しないこと。
			・非自家用のための設置はしないこと。
			・建築物の屋上には設置しないこと。
			・表示面積は、各掲出形態における上限の1/4とする。

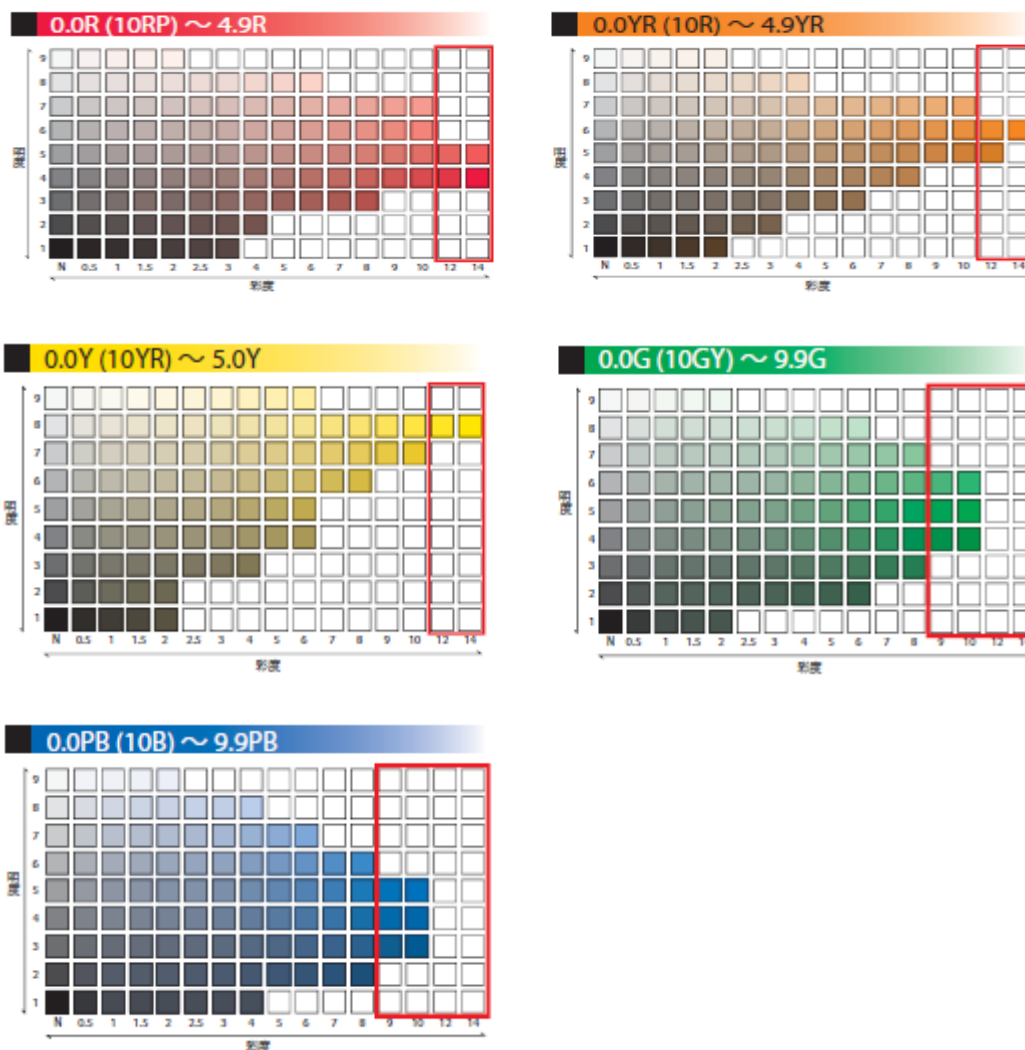
※住宅市街地エリアは、現在、桜井市にありません

□危害防止の基準

- 容易に腐朽し、破損しない構造であること。
- 風、雪、振動等により倒壊又は落下しないよう堅固に設置するものであること。
- 信号機、道路標識の効用を妨げないものであること。
- 一般交通の用に供する道路上に設置しないこと。

★色彩の一般基準

※ 1 中和幹線沿道区域で制限を受ける色彩例



※ 2 「赤、緑、紫の原色又は原色に近い色彩」とは、次の表の色相・明度・彩度のマンセル値にすべて該当する場合をいう。

	色相(H)	明度(V)	彩度(C)
赤(R)	1R 以上 6R 未満	4以上 6 未満	8超え
緑(G)	1G 以上 7G 未満	4以上7未満	6超え
紫(P)	6P 以上 9P 未満	4以上 6 未満	7超え

※ 3 「その表示部分を最小面積にとどめること」(※ 2 のマンセル値に該当した場合)

都市計画法第2章に規定する用途地域のうち商業地域・近隣商業地域・準工業地域	その他の地域
50%を超えない範囲 (赤、緑、紫の合計面積)	40%を超えない範囲 (赤、緑、紫の合計面積)

■ 区域別基準

□ 中和幹線沿道区域（道路境界より両側 10m）

● 二上山・三輪山眺望エリア

種類	項目	許可基準
屋上 広告物	上端高さ	設置不可
	広告物の高さ	
	総表示面積	
	設置個数	
（突軒 下 広告物）	上端高さ	建築物の高さ以下
	広告物の高さ	建築物の高さの2/3以下
	突出幅	道路内に突出しないこと
	1壁面の設置数	突出＋壁面で3個以下
	総表示面積	10㎡以下
	設置位置等	複数個表示する場合、地色を統一して、一列に並べて表示すること
（壁軒 下 広告物）	上端高さ	建築物の高さ以下
	1壁面の設置数	突出＋壁面で3個以下
	1壁面の表示面積	24㎡以下かつ壁面の1/3以下
	1広告物の表示面積	8㎡以下
	その他	地色を壁面の色彩に合わせる、切り文字形式を採用する等、 広告物を建築物と一体としてデザインすること
		広告物は壁面内に収め、建築物の外形を乱したり、まちなみ から突出した印象を与えないようにすること
建植 広告物 及び 広告塔	上端高さ	8m以下
	表示面積	1面あたり8㎡以下かつ合計24㎡以下
	その他	設置に際しては、適切な相互間距離を確保すること
		設置する高さや表示する対象を考えて、適切な大きさでの表 示とすること
		複数の広告物を同一物件に表示する場合、地色や形態等の 統一性を考慮すること
動画広告物		設置不可

●住宅市街地エリア ※現在、桜井市にはありません

種類	項目	許可基準
屋上 広告物	上端高さ	高度地区の上限以下
	広告物の高さ	建築物の高さの1/2以下
	総表示面積	6㎡以下
	設置個数	1個/棟
	その他	表示内容や色数、情報量に注意し、威圧感を与える印象とならないよう配慮すること
		高さを最低限に抑え、まちなみの輪郭を乱さないようにすること
(突軒 出下 広告物)	上端高さ	建築物の高さ以下
	広告物の高さ	建築物の高さの2/3以下
	突出幅	道路内に突出しないこと
	1壁面の設置数	突出＋壁面で3個以下
	総表示面積	10㎡以下
	設置位置等	複数個表示する場合、地色を統一して、一列に並べて表示すること
(壁軒 面下 広告物)	上端高さ	建築物の高さ以下
	1壁面の設置数	突出＋壁面で3個以下
	1壁面の表示面積	24㎡以下かつ壁面の1/3以下
	1広告物の表示面積	8㎡以下
	その他	地色を壁面の色彩に合わせる、切り文字形式を採用する等、広告物を建築物と一体としてデザインすること
		広告物は壁面内に収め、建築物の外形を乱したり、まちなみから突出した印象を与えないようにすること
複数の広告物の大きさ・位置やデザインを統一すること		
建植 広告物 及び 広告塔	上端高さ	6m以下
	表示面積	1面あたり5㎡以下かつ合計15㎡以下
	その他	設置に際しては、適切な相互間距離を確保すること
		設置する高さや表示する対象を考えて、適切な大きさでの表示とすること
複数の広告物を同一物件に表示する場合、地色や形態等の統一性を考慮すること		
動画広告物		設置不可

●田園・山なみエリア

種類	項目	許可基準
屋上 広告物	上端高さ	高度地区の上限以下
	広告物の高さ	建築物の高さの1/2以下
	総表示面積	20㎡以下
	設置個数	1個/棟
	その他	表示内容や色数、情報量に注意し、威圧感を与える印象とならないよう配慮すること
		高さを最低限に抑え、まちなみの輪郭を乱さないようにすること
(軒下 突出 広告物)	上端高さ	建築物の高さ以下
	広告物の高さ	建築物の高さの2/3以下
	突出幅	道路内に突出しないこと
	1壁面の設置数	突出＋壁面で3個以下
	総表示面積	10㎡以下
	設置位置等	複数個表示する場合、地色を統一して、一列に並べて表示すること
(壁面 軒下 広告物)	上端高さ	建築物の高さ以下
	1壁面の設置数	突出＋壁面で3個以下
	1壁面の表示面積	30㎡以下かつ壁面の1/3以下
	1広告物の表示面積	10㎡以下
	その他	地色を壁面の色彩に合わせる、切り文字形式を採用する等、広告物を建築物と一体としてデザインすること
		広告物は壁面内に収め、建築物の外形を乱したり、まちなみから突出した印象を与えないようにすること
		複数の広告物の大きさ・位置やデザインを統一すること
建植 広告物 及び 広告塔	上端高さ	10m以下
	表示面積	1面あたり10㎡以下かつ合計30㎡以下
	その他	設置に際しては、適切な相互間距離を確保すること
		設置する高さや表示する対象を考えて、適切な大きさでの表示とすること
複数の広告物を同一物件に表示する場合、地色や形態等の統一性を考慮すること		
動画広告物		設置不可

●沿道市街地エリア

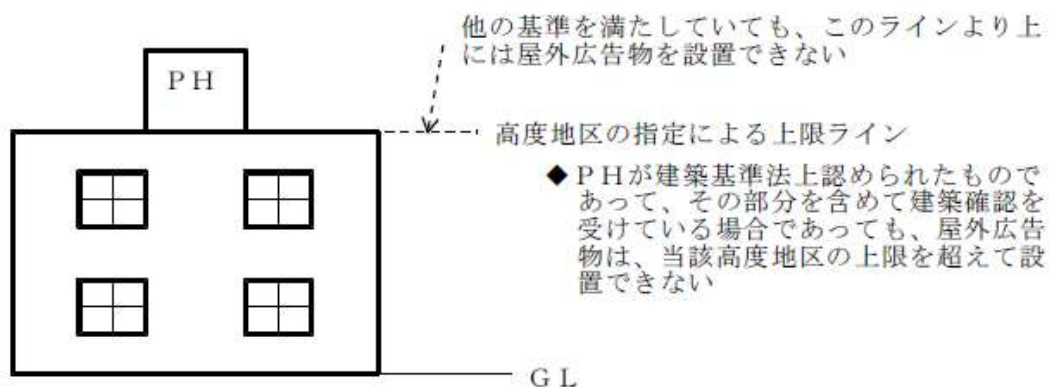
種類	項目	許可基準
屋上広告物	上端高さ	高度地区の上限以下
	広告物の高さ	建築物の高さの1/2以下
	総表示面積	100㎡以下
	設置個数	1個/棟
	その他	表示内容や色数、情報量に注意し、威圧感を与える印象とならないよう配慮すること 高さを最低限に抑え、まちなみの輪郭を乱さないようにすること
(突出下広告物)	上端高さ	建築物の高さ以下
	広告物の高さ	建築物の高さの2/3以下
	突出幅	道路内に突出しないこと
	1壁面の設置数	突出＋壁面で3個以下
	総表示面積	10㎡以下
	設置位置等	複数個表示する場合、地色を統一して、一列に並べて表示すること
(壁面下広告物)	上端高さ	建築物の高さ以下
	1壁面の設置数	突出＋壁面で3個以下
	1壁面の表示面積	60㎡以下かつ壁面の1/3以下
	1広告物の表示面積	20㎡以下
	その他	地色を壁面の色彩に合わせる、切り文字形式を採用する等、広告物を建築物と一体としてデザインすること 広告物は壁面内に収め、建築物の外形を乱したり、まちなみから突出した印象を与えないようにすること
		複数の広告物の大きさ・位置やデザインを統一すること
建植広告物及び広告塔	上端高さ	15m以下
	表示面積	建植広告物：総表示面積が30㎡以下 広告塔：1面あたり20㎡以下かつ合60㎡以下
	その他	設置に際しては、適切な相互間距離を確保すること 設置する高さや表示する対象を考慮して、適切な大きさでの表示とすること
		複数の広告物を同一物件に表示する場合、地色や形態等の統一性を考慮すること
動画広告物	信号を有する交差点から30m以内で設置しないこと。	
	非自家用のための設置はしないこと。	
	建築物の屋上には設置しないこと。	
	表示面積は、各掲出形態における上限の1/4とする。	

□その他の地域（中和幹線沿道区域以外の地域）

屋上広告物

● 屋上広告物の共通基準

◆ 高度地区の指定による限度



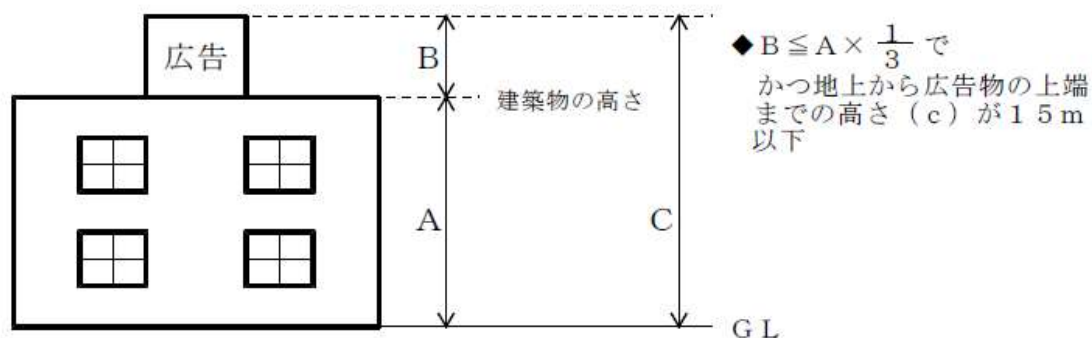
◆ 和風建築物の棟には屋外広告物を掲げないこと

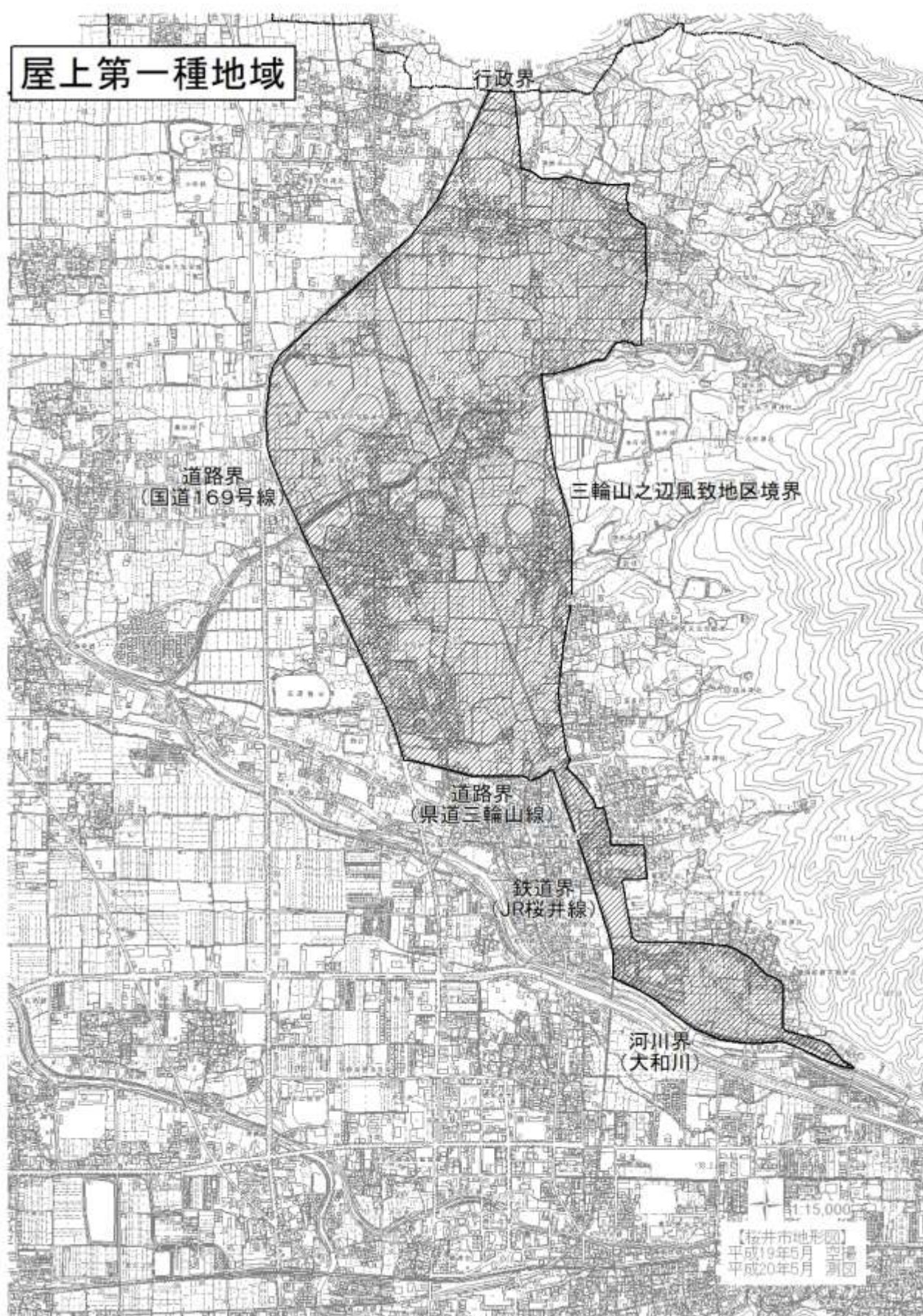
◆ 屋根には直接ペンキ等で表示しないこと

● 屋上広告物の地域別基準

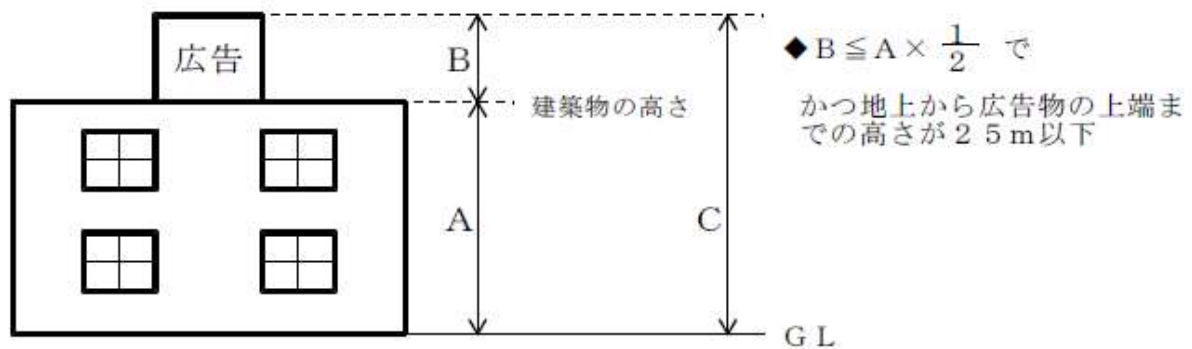
- $\left\{ \begin{array}{l} A = \text{建築物の高さ（＝建築物の最高の高さ）} \\ B = \text{広告物の高さ（＝建築物の高さから広告物の表示面積部分の上端まで）} \\ C = \text{（平均GLから広告物の表示面積部分の上端までの高さ）} \end{array} \right.$

○ 屋上第1種地域（市長が指定する地域又は場所）

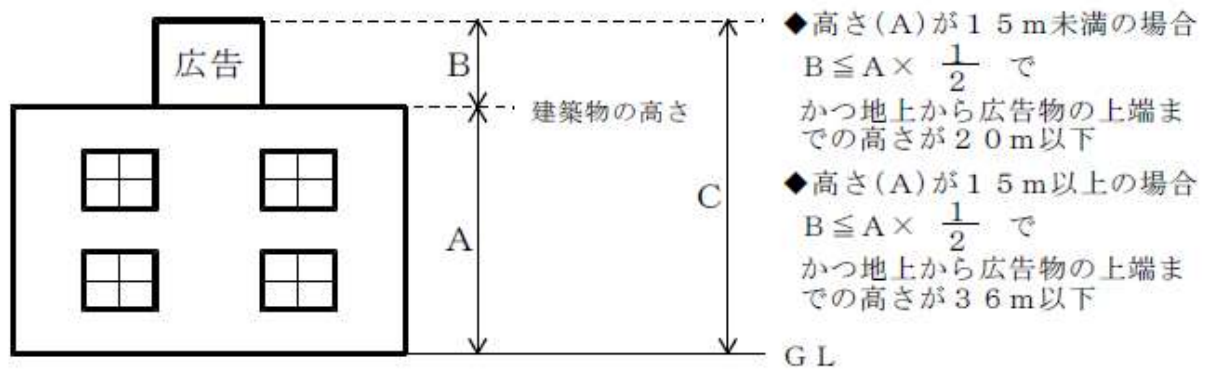




- 屋上第2種地域（第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、又は準住居地域で第1種地域以外の地域）

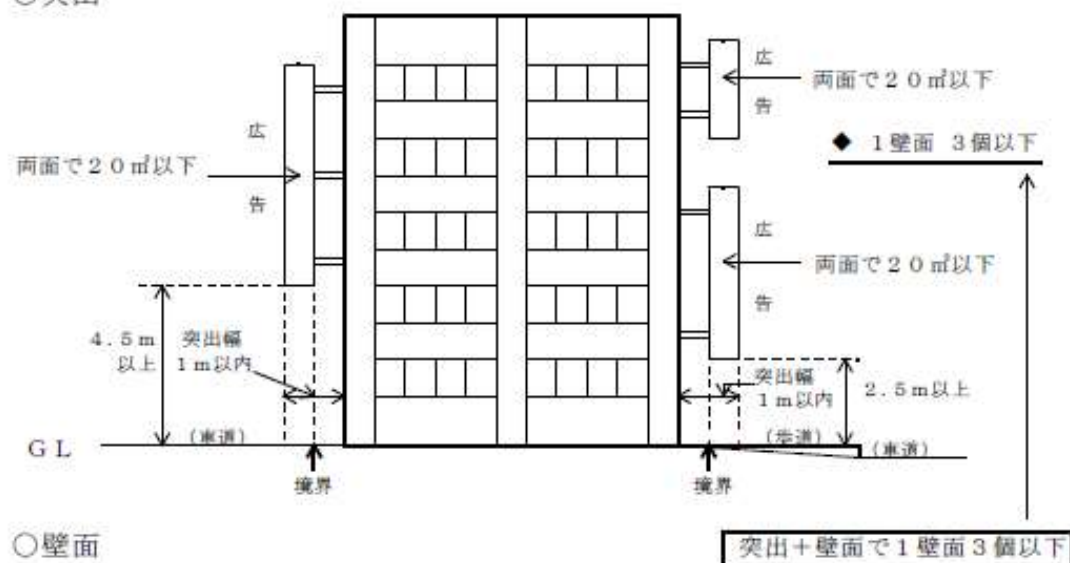


- 屋上第3種地域（第1種・第2種地域以外の地域）

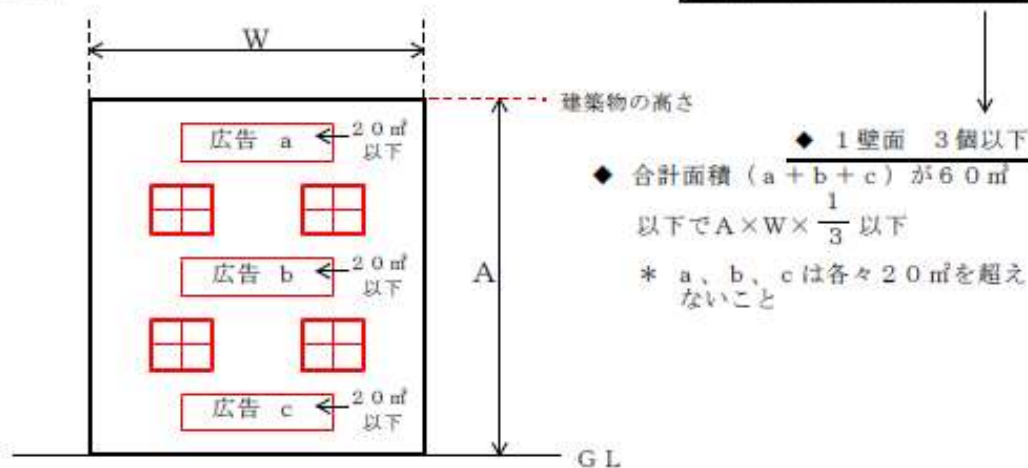


軒下廣告物

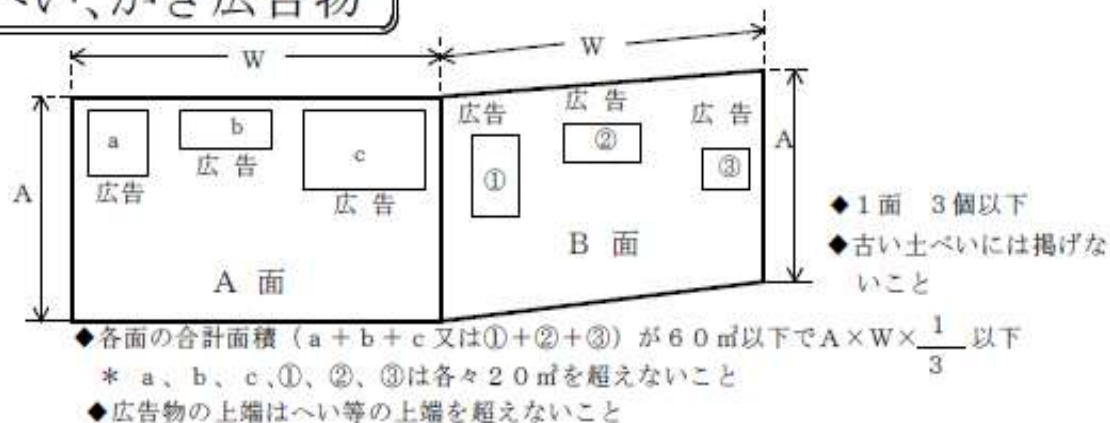
○突出



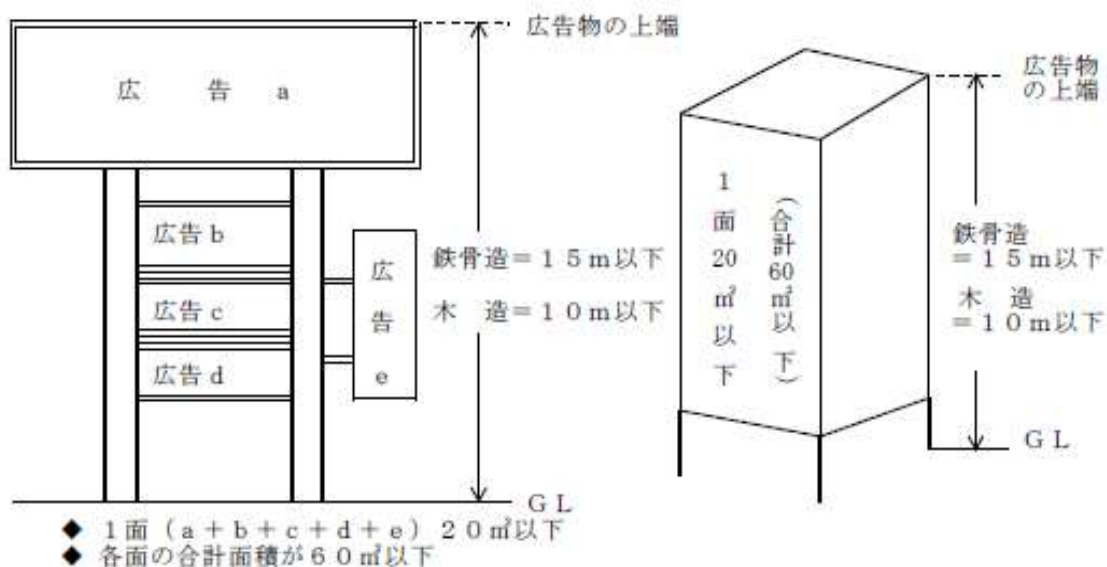
○壁面



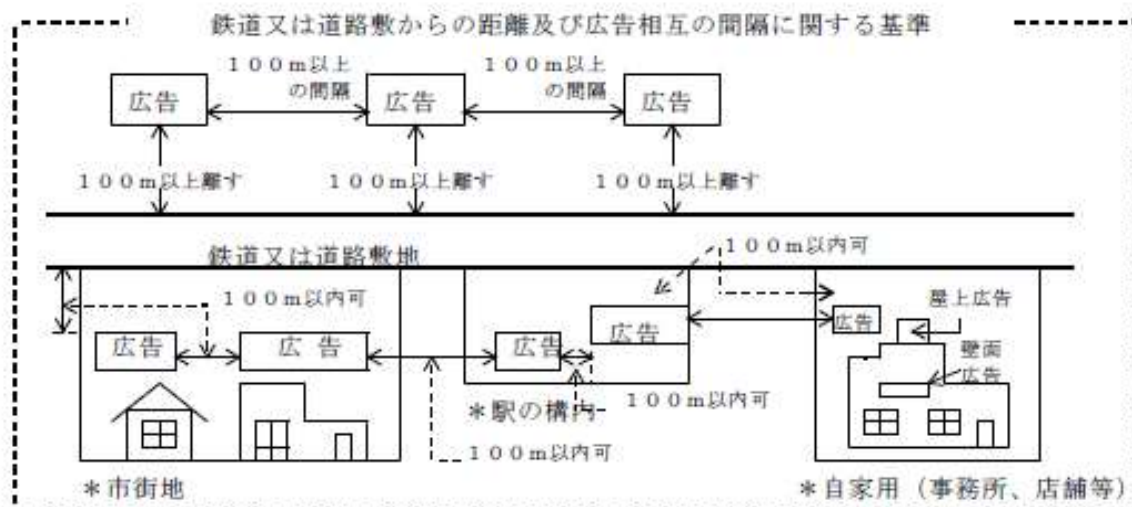
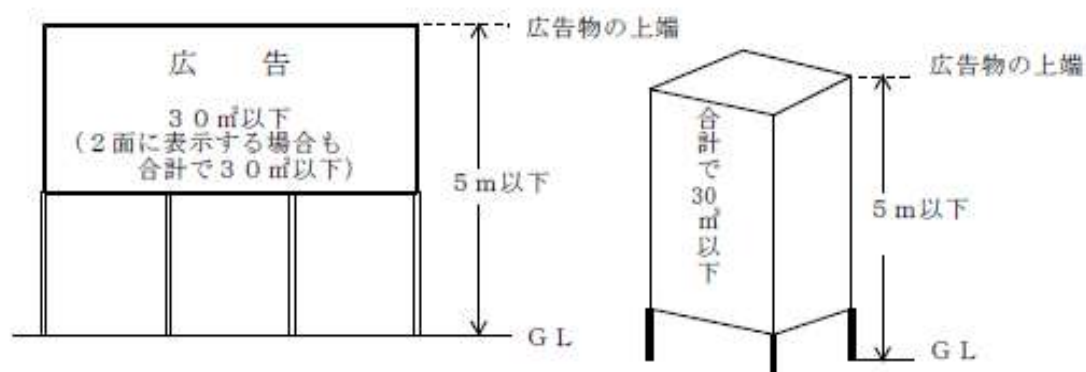
へい、かき 広告物



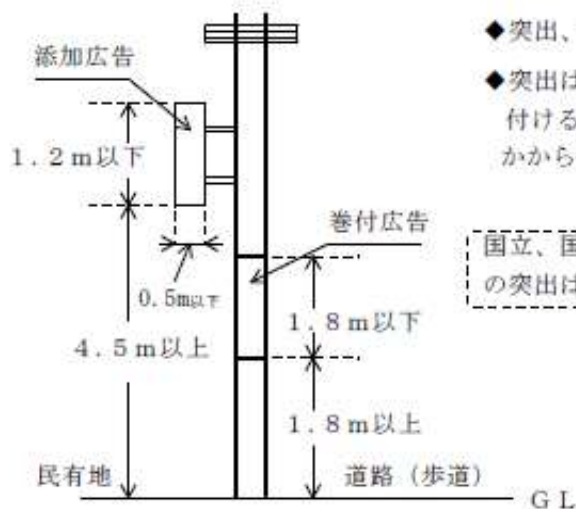
広告塔



建植広告物



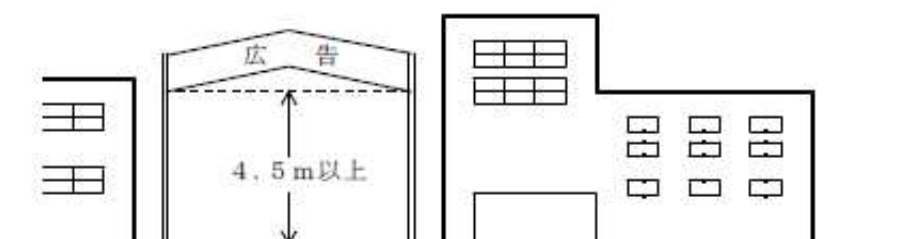
電柱広告物 (突き出し広告、巻き付け広告)



- ◆ 突出、巻付は電柱 1 本にそれぞれ 1 個
- ◆ 突出は、道路と反対の方向（私有地側）に取り付けること。〔突出の先端が道路（歩道）上にかからない場合は、この限りでない〕

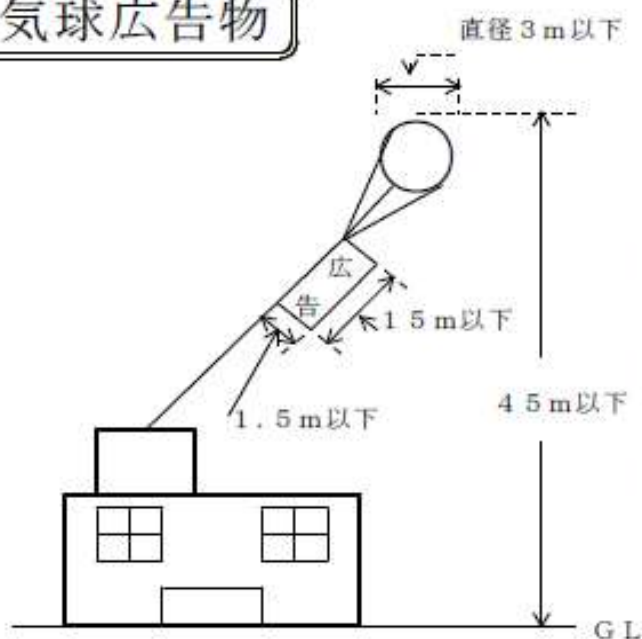
国立、国定公園及び県立自然公園の特別地域内の突出は、設置高さが 5 m 以下とされている

アーチ広告物



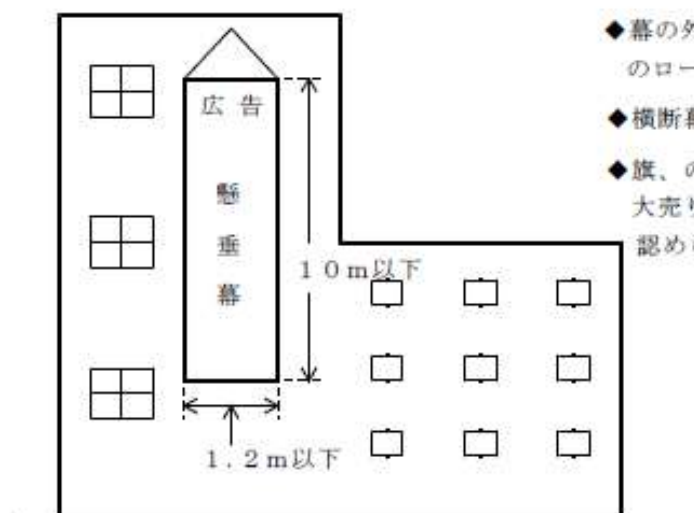
- ◆ アーチ上部には、地名、商店街名等公共的な名称のみ表示
- ◆ 上記以外の広告物は、下部の柱部に掲出

気球広告物



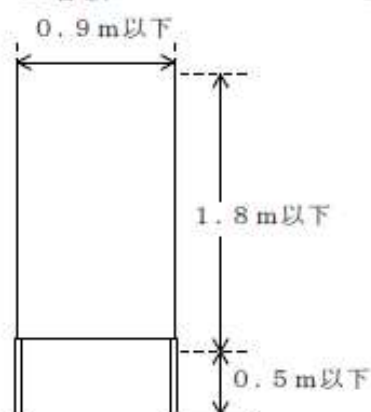
- ◆ 掲揚中に電線、煙突、建築物等に触れないこと
- ◆ 広告面にネットを使用のこと
- ◆ 風速 5 m 以上の時は掲揚しないこと
- ◆ 気球に補助綱があること

広告幕（懸垂幕、横断幕、旗、のぼり等）



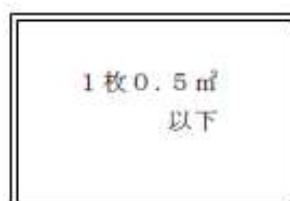
- ◆幕の外周には、風圧に耐えられる太さのロープをいれること
- ◆横断幕は繁華街においてのみ掲げること
- ◆旗、のぼり等は祭日、縁日、臨時興業、大売り出しのほか、商店街の慣習として認められている場合に限る

□ 立看板

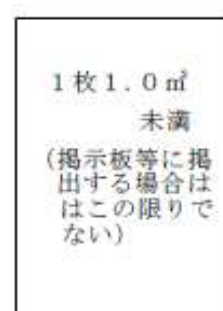


- ◆設置期間は、2ヶ月以内

□ はり札



□ はり紙



- ◆新聞紙に墨書き又は絵具書きしたものは掲出しないこと
- ◆掲出期間は、1ヶ月以内

許可申請等の手続き

許可申請の流れ（新規・変更）

窓口もしくは電話で事前相談（桜井市都市計画課へ）



設置箇所、意匠の決定



申請書（２部）の作成
市へ提出（郵送可）
※必要書類は次頁参照



審査（１～２週間程度）

納付書の送付（市→申請者）



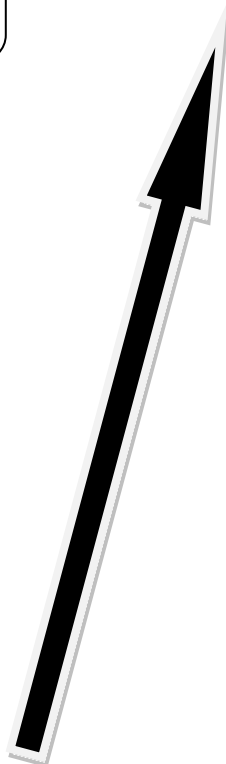
納入（お急ぎの場合は納入後、写しを都市計画課までFAXで送付してください）



手数料の納入が確認でき次第許可書を送付します。



広告物の掲出



※申請は郵送でも受け付けておりますが、その場合は返信用封筒を２部（納付書送付用、許可書及び申請書写しの送付用）をご用意ください。

※審査の過程で不備等があればこちらからご連絡いたしますのでご対応をよろしくお願いいたします。（不備があれば申請受理とはなりません）

※申請には手数料が必要です。詳細については１６頁を参照ください

■継続の場合

許可期間が広告物の種類に応じて規定されています。期限後も引き続き広告物を掲出する場合は、期間満了の３０日前までに広告物継続許可申請書、位置図、写真、屋外広告物自己点検結果報告書をそれぞれ正副２部提出し、許可を受けてください。

許可申請必要書類

必要書類		新規	変更		備考
			意匠	その他	
①許可申請書 (規則第1号様式)		○			
②変更許可申請書 (規則第2号様式)			○	○	
③付近の見取図		○			・桜井市都市計画図[縮尺1/2500]に設置場所を記入(朱記)。
④色彩及び意匠を表す図面		○	○	○	・広告物の色彩図(立面図に着色も可)。 ・赤、緑及び紫の色彩を使用する場合は、 <u>色相(H)、明度(V)、彩度(C)のマンセル値を記入</u>
仕様書及び設計図	⑤敷地配置図 ・平面図	○		○	・広告物の設置場所を記入(朱記)。配置図に設置場所が記入できれば平面図は不要。
	⑥立面図	○		○	・広告物の設置場所を記入。 ・屋上の場合は図面にGL、最高の高さ、広告物の上端の高さを記入。
	⑦構造図	○		○	・広告物の構造を表す図面(基礎構造図、取付断面図を含む)。 ・照明の取付状況を表す図面。
⑧確認済証及び確認申請書 (建築物)の第1面～第5面の写し		△ ※1 ※2			※1 屋上広告物の場合、又は屋上広告物か軒下広告物が判別できない場合に必要(建築物断面図も可)。 ※2 展望規制地域における自家用広告物について、建築延面積を確認するために必要。
⑨道路占用許可書の写し		△ ※3		△ ※3	※3 道路(公道)の上空を占用する場合に必要。
⑩委任状		△ ※4	△ ※4	△ ※4	※4 申請者が第三者に手続きを委任する場合に必要。
⑪工作物確認の写し		△ ※5		△ ※5	※5 確認がおり次第添付

申請部数 2部 △印の書類は、必要に応じて添付の必要があります。

その他の手続き

■申請者、管理者の住所・氏名を変更した場合

住所氏名変更届 1 部を提出してください。

■撤去した場合

屋外広告物撤去届 1 部を提出してください。

■その他（他法令により手続きが必要な場合）

●高さ4mを超える広告塔等に広告物を掲出する場合

工作物の確認（建築基準法）

担当部署：奈良県中和土木事務所

●道路敷地や道路の上空に広告物を掲出する場合

道路占用の許可（道路法）

（国道）奈良国道工事事務所(出張所)管理課

（県道、県管理の国道）中和土木事務所管理課

（市道）桜井市土木課

●地区計画区域内において広告物を掲出する場合

桜井市には、大福及び三輪地区地区計画があり、その区域内において広告物を掲出する場合は、届出が必要です。

担当部署：桜井市都市計画課

●その他許認可の手続きが必要な場合がありますのでそれぞれご確認ください。

許可申請の手数料及び許可期間

手数料については「桜井市手数料条例」に基づき規定

広告物の種類	手数料	許可期間
建植広告物 広告塔 軒下広告物 屋上広告物 アーチ広告物 塀垣広告物	1 個の面積 5㎡まで 1,500 円 5㎡を増す毎に 1,500 円加算する	3 年以内
電柱広告物	1 件 5 個まで 1,000 円 5 個増す毎に 1,000 円加算する	1 年以内
気球広告物	1 個 1,000 円	1 年以内
広告幕	1 個 500 円	1 年以内
立看板	1 件 5 個まで 1,000 円 5 個増す毎に 1,000 円加算する	2 ヶ月以内
はり紙	1 件 1 0 0 枚まで 500 円 1 0 0 枚増す毎に 500 円加算する	1 ヶ月以内
はり札	1 件 5 個まで 500 円 5 個増す毎に 500 円加算する	1 年以内

手数料の考え方

- 1 件とは、一括で申請された物のうち、形状、意匠、大きさ等が同一の物をいいます。
- 各単位の端数は、1 単位に切り上げて計算します。
- 当初の申請で複数の広告物を申請し、そのうちの一部を変更する場合、変更手数料は変更される広告物だけではなく、当初申請広告物すべての手数料が必要です。なお、変更の際には許可期限は当初の許可期限と同日になります。

適用除外について

自家用広告などについて、条例の規定の一部の適用を除外して、一般の広告物より規制の基準を緩和している場合があります。

適用除外となりますと、屋外広告物の許可が不要になり、したがって、禁止地域・禁止物件であっても、広告物を掲出できる場合があります。詳しくは窓口、お電話にてお問い合わせください。

■適用除外となる物

●自家用広告物

自己の事業又は営業に関し、自己の事務所、営業所等に表示するもの、又は自己の所有する土地、又は建造物の一部に管理上必要があって設置するもので、次の表の基準に適合するもの。

地域 \ 区分	事務所、営業所等に表示するもの	所有地、管理地等に管理上の必要があり表示するもの
歴史的風土特別保存地区	5㎡以下	1㎡以下
歴史的風土保存地区	7㎡以下	5㎡以下
その他の地域及び場所	10㎡以下	5㎡以下

- 公職選挙法その他の法令の定めるところにより行う選挙運動又は政党その他の政治団体の選挙における政治活動のために表示されるもの。
- 他の法令の規定により表示を認められたもの又は義務づけられたもの。（道路法に基づく道路標識、建築基準法に基づく確認の表示等）
- 国、公共団体又は知事が認める公共的団体がその事務又は事業に関して主として公共の利益のために表示するもの。
- 講演会、講習会、展覧会、音楽会等に関するものでその会場の敷地内に表示するもの。
- 車両に表示されるもの。
- 年中行事のため主催者が表示するもの。
- 冠婚葬祭のため表示するもの。
- 建物等の内側に掲載されているもの。
- 道標、案内板で次の表の基準に適合するもの。

地域 \ 区 分	道 標	案内板 (文化財の紹介を目的としたもの)
歴史的風土特別保存地区	30cm×75cm 以下	1 m ² 以下
その他の地域及び場所	40cm×105cm 以下	5 m ² 以下

※広域幹線の交差点周辺区域は要件が一部緩和されます。

そ の 他 の 注 意 事 項

■適正な管理と自主撤去

● 許可の表示

許可を受けた広告物には、許可の標識を必ず付けてください。

● 管理・点検義務

設置者又は管理者は、表示又は設置した広告物を、補修その他必要な管理・点検を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

● 撤去義務

許可期限が満了したとき、又は広告物を表示する必要がなくなったときは、その表示者又は申請者は責任をもって撤去してください。

● 行政の指導

許可が必要なのに許可を受けなかったり、禁止されている地域や物件に表示したりしていた場合、行政より指導を行う可能性がございます。指導を受けた場合は速やかに広告物の改善、撤去を行ってください。

● 罰則の適用

条例に違反した、または行政の指導に従わなかった場合、罰金等に処せられる可能性があります。

お問い合わせ先

〒633-8585

奈良県桜井市大字粟殿432-1

桜井市役所 都市建設部 都市計画課 景観まちづくり係

TEL 0744-42-9111 (内線 3221・3222)

FAX 0744-46-1782